

# 体罰許容度に影響を与える要因

19141077 辻孝章  
指導教員 立木茂雄  
(総文字数 20,827 字)

体罰許容度に影響を与える要因

[キーワード] 体罰、許容度、被体罰経験

19141077 辻孝章

平成 19 年 2 月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(18 文科初第 1019 号文部科学省初等中等教育局長通知) 別紙「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめている。しかしながら、平成 24 年 12 月には部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況は依然として残されていた。そのため平成 25 年 1 月に、文部科学省から「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」の通知が出され、体罰禁止の徹底を呼び掛けている。

このような文部科学省の動きがある中でも、いまだに教育現場に体罰は根強く残っている。様々な意識調査と並行して、研究者たちがどのようなメカニズムで体罰が生み出され、どのような理由で体罰が受容されてきたのかを論じている。

そこで本稿では、様々な体罰の様態、原因または受容の仕方をインタビュー調査を通して解釈し、その結果をもとに調査票を作成し、アンケート調査を実施する。これによって得られたデータを使用し、体罰容認、肯定の意識が生成される理論が論じられていたものを検証することに加え、その他の属性や経験、思考がどのように体罰許容度に影響しているかを分析していく。

## 目次

- 1 はじめに
    - 1.1 研究の背景
      - (1) 学校教育法から見る体罰
      - (2) 体罰の実態把握
    - 1.2 先行研究
      - (1) 体罰が受容されてきた諸要因
      - (2) 既存の体罰意識調査
    - 1.3 研究の目的
  - 2 方法
    - 2.1 インタビュー調査
      - (1) 調査の概要
      - (2) インタビュー内容
      - (3) インタビューに基づく調査票設計
    - 2.2 アンケート調査
      - (1) 調査の概要
      - (2) 回答者の属性
      - (3) 説明変数の尺度化、数量化
  - 3 結果
    - 3.1 クロス集計表
    - 3.2 分散分析
    - 3.3 重回帰分析
      - (1) 全ての体罰事例への許容度
      - (2) 全ての体罰発生原因への許容度
  - 4 考察
  - 5 結論
- 謝辞
- 参考文献
- URL
- 付録 調査票

## 1 はじめに

### 1.1 研究の背景

#### (1) 学校教育法から見る体罰

体罰を取り上げるにあたり、本稿ではまず体罰というものを学校教育法に基づいて解釈していく。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめている。その中では①体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）、②認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為。ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る）、③正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）の3つの事案に簡潔に整理している。しかしながら、平成24年12月には部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況は依然として残されていた。そのため平成25年1月に、文部科学省から「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」の通知が出され、体罰禁止の徹底を呼び掛けている。この中では、懲戒と体罰の区別や正当防衛、部活動指導や組織的な指導体制について、より詳細に示されている。特に、本稿で取り上げてゆく部活動指導については、以下のように明記されている。①部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。②他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。以上に述べてきたように、体罰は決して許されない行為であることは、学校教育法から見て明らかである。

#### (2) 体罰の実態把握

ここでは、「体罰の実態把握について」という文部科学省の調査結果を通して、体罰の現状を見ていく。この調査の対象は、国公立の小学校、中学校、高等学校（通信制を含む）、中等教育学校、特別支援学校で、実際に報告、処分等が行われた体罰の状況を調査している。「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」の通知が出された平成25年度には、4,175件の体罰事案が発生しているが、翌年の平成26年度には1,126件、翌々年の平成27年度には890件と減少傾向にある。以下、表1に平成27年度の体罰の状況を示す。発生件数の大幅な減少は評価されているが、依然として、体罰事案が教育現場に存

在しているという現状は重く受け止めなければならない。平成 27 年度の体罰事案について詳細を見ていくと、全 890 件のうち、小学校が 205 件、中学校が 368 件、高等学校が 294 件、中等教育学校が 1 件、特別支援学校が 22 件となっている。それぞれの体罰時の状況は、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校では授業中が最も大きな割合を占めている中、高等学校のみ部活動中が最も大きな割合を占めている。この実態も、本稿の調査対象を、高等学校の部活動指導における体罰に決定した一因である。

表 1 平成 27 年度における体罰の状況（国公立合計）

	発生学校数	発生件数
小学校	195 校 (258 校)	205 件 (276 件)
中学校	337 校 (410 校)	368 件 (466 件)
高等学校	270 校 (305 校)	294 件 (344 件)
中等教育学校	1 校 (6 校)	1 件 (7 件)
特別支援学校	20 校 (28 校)	22 件 (33 件)
合計	823 校 (1,007 校)	890 件 (1,126 件)

\* ( ) 内の数字は平成 26 年度のもの

## 1.2 先行研究

### (1) 体罰が受容されてきた諸要因

体罰発生のメカニズムについて浜田寿美男（2014）は、「体罰の暴力は構造的暴力の具現である」と指摘し、その構造的要件として、①内発的な閉鎖性があることで成員が自ら抜け出す選択肢をもてないなかで、②反撃や批判のできない一方的な支配－服従関係が絶対的なものとして成員を囲み、③成員間に共有されて集団を成り立たせている価値・規範意識、の 3 つがあるとして、これらが、前提条件として働いていると述べている。そして続けて、「その集団を指導するおとなが、集団内の価値・規範意識の実現に熱心であればあるほど、指導されるべき子どもの「はみ出し」や「違反」への許容度はそれだけに小さくなり、またそれを指導しようとする熱意と行動は高まる。体罰という行動はこの延長上に現れる」と論じている。

内田良（2015）は、学校現場においては体罰が暴力であることを認めながらも「教育の一環」として扱われている点や、体罰が「叱咤激励」と解釈され、さらには「罰」という意味で、必要悪との語感も含まれてしまうこと、そもそも教育界が暴力に甘い点を鋭く指摘している。

松田太希（2016）は、体罰が指導者あるいは生徒によってどのように意味づけられているのかという問いに対し、生徒にとっての体罰は“いい選手”という道徳性の下で行使され、苦痛を与えることで“いい選手”という価値を内化させることが体罰の目的。指導者にとっての体罰は自己の指導者性を確保するために行使される。両者に共通する概念は「自己保存」

であると論じている。

渡辺雅之（2014）は、日本のスポーツ界の体罰体質について、体罰の起源が軍隊にあるとの論はよく首肯されているとし、軍隊はまさに殴る世界であり、合理的な理由はいらないといった軍隊独特の手法がスポーツにもそのまま流用されたと指摘する。続けて「選手は示された期限までひたすら指導者の指示に盲従する。体罰すら期限後の報酬に対する代価として受忍する。報酬とはスポーツの好成績であったり、上級学校への推薦入学、就職等である」と述べている。つまり、学校運動部活動における体罰の背景には、これまで日本が歩んできた歴史のなかで醸成された独特な文化があるといえるのである。

田村公江（2014）は、「スポーツ推薦で大学入学した学生の多くが体罰を容認している」ことや、「中学、高校の体育会系部活をがんばってきた学生は、体罰を含めて部活経験に誇りを持っている」ことを指摘している。つまり、スポーツ競技において技術力があり、かつスポーツを手段として上級学校へ進みながらキャリアを形成することによって、より一層、自身の経験を肯定的に捉えることとなるのである。

長谷川誠（2016）は、体罰を肯定する文化が定着していることや、スポーツ活動を通じて自己形成されたと考えるものほど、体罰を肯定する意識が強く、その者が指導者となることで、再び体罰が繰り返される可能性が高いという、再現性を論じている。

楠本ら（1998）は、体罰を受けた経験のある者ほど体罰を肯定し、反対に経験のない者ほど否定する傾向があると論じている。

平田・岡田（1998）らは、戦後の35の体罰判例に注目し、「体罰が発生する構造」を明きらかにすることを試みた。そのなかで、体罰事案のあった学校内では体罰を用いた指導方法には教員集団の中に対立があったにもかかわらず、判決文において、事案の被告となった県サイドの意識のなかには、体育型部活動においては、教える側と教えられる側との間に、「しごき」や「体罰」を甘受するという黙示の相互理解があり、その違法性は阻却されると考えていた、とすることに注目し、県としては「部活動」においては、多少の体罰を用いることを容認している立場を「公式」にとっていたということができると読み取れると指摘している。そして、この判決文において「部活動が高校の必須科目ではなくいわば同好会組織であることを前提としている」ことも注目すべき点である。ここからは、部活動指導には、体罰行為があり得ることを暗黙に承認している様子が見え隠れしているとともに、正課外であることにより、体罰を容認する特殊性を生んでいるといった見方をしていることがみてとれるのである。

近藤良享（2000）は、「過去に体罰を受けても今現在に満足していると、肯定的とも受け取れる発言になる」のは、「人間には過去を懐かしみ、美化する傾向がある」ことが背景にあると論じている。

## (2) 先行研究における体罰意識調査

体罰に関する調査には、行政、マスコミ、大学等の研究者等が取り組んできている。行政が行うものとしては、文部科学省が教育委員会の協力を得て従前より毎年度行ってきた、公立学校を対象とした「人事行政調査」がある。その中で、体罰を行ったとして懲戒処分や訓告を受けた教員数が公表されてきた。しかし、大阪府の桜宮高校の事件の関係から平成24年度分についてはこれとは別途に緊急の臨時調査が行われ、それまでの人事行政調査の数値よりはるかに多くの体罰件数が、平成25年8月に最終報告された。25年度分については、従前からの人事行政調査の一環として行われ、27年1月に公表されている。マスコミが最近行った代表的なものとしては、大阪の事件の直後に行われた2013年2月の毎日新聞の世論調査及び同年4月の読売新聞の教育世論調査がある。大学の研究者が行った調査としては多くのものがあると思われるが、調査対象者が限定されるものが多いため、ここでは扱わないとする。以下にはマスコミが行った既存調査の概要を、本稿の問題意識に即する限りにおいて紹介する。

### ・2013年2月の毎日新聞の世論調査

2月2、3日の2日間実施したもので、1461世帯から921人の回答を得ている。回答率は63%。質問項目は「大阪の高校生が運動部の顧問に体罰を受けた直後、自殺した。あなたは体罰についてどう思うか」であり、回答の選択肢は「一切認めるべきでない」、「一定の範囲で認めて良い」の二つである。結果は表2のとおり。

表2 体罰容認の有無

	全体	男性	女性
一切認めるべきではない	53%	43%	62%
一定の範囲で認めてもよい	42%	54%	32%

### ・2013年4月の読売新聞の世論調査

3月30日、31日の2日間実施。有効回答数は1472人で、回収率は49%。設問は「あなたは、学校での児童生徒への体罰は、どのような場合でも認められないと思いますか、それとも、認めて良いと思いますか」。回答は選択肢を示したものではないが以下のようにまとめられている。

- ・ どのような場合でも認められない39%
- ・ 場合によっては認めても良い55%
- ・ 認めて良い4%
- ・ 答えない3%

更に、上記で「場合によっては認めても良い」55%、「認めて良い」4%の計59%の者にその理由について選択肢を示して聞いたところ以下の通り。

- ・ スポーツ指導に効果あり 11%
- ・ 生活指導に効果あり 40%
- ・ けがをさせない程度なら許される 29%
- ・ 児童生徒と信頼関係があれば許される 61%
- ・ 自分も体罰を受けたことがあるから 11%

### 1.3 研究の目的

本研究の目的は体罰許容度を従属変数として用い、各個人の属性や経験、思考の独立変数がどう影響していくかを分析していく。

本研究では、2つの研究を行う。1つ目の研究は、体罰そのものにどのような様態があり、各個人がどのように受容しているのかをインタビュー調査によって明らかにする。この研究の意義として、先行研究にあたって、一言に体罰と言っても画一的な様態というものは存在しておらず、叩く・殴る・蹴るといった、いわゆる単純身体的体罰とは異なる様態の体罰の存在を明らかにすることである。また、受容の仕方という点に関しては、体罰を受けた後、どのように感じたかという観点に加え、その体罰が行われた原因に対する許容度という観点から見ることで、各個人の異なる体罰の受容の仕方を明らかにする。

2つ目の研究は、1つ目のインタビュー調査をもとに調査票を作成し、アンケート調査によって得られたデータをもとに、体罰許容度に影響を与える要因を明らかにする。この研究の意義として、先行研究にあたって、様々な研究によって体罰容認、肯定の意識が生成される理論が論じられていたものを検証することに加え、その他の属性や経験、思考がどのように体罰許容度に影響しているかを明らかにすることである。

## 2 方法

本研究では、様々な体罰の様態、原因または受容の仕方をインタビュー調査を通して解釈し、その結果をもとに調査票を作成し、アンケート調査を実施する。これによって得られたデータを使用し、集計・分析のために SPSS (ver24) 用いてクロス表分析、分散分析、重回帰分析を行った。

### 2.1 インタビュー調査

#### (1) 調査の概要

調査方法は 2017 年 8 月 15 日から 2017 年 9 月 8 日の期間に、1対1のインタビュー形式を採用し、カフェなどで 30 分程度インタビューさせていただいた。そのインタビュー内容を文章に書きおこした。インタビュー対象者は高校時に部活動を経験したことのある筆者の友人 3 名とした。インタビュー対象者のプロフィールは以下の表 3 に示す。

表3 インタビュー対象者のプロフィール

1人目 8月15日インタビュー実施 25分間
22歳 男性
高校時の部活動 硬式野球部 高校時の部活動成績 夏季大阪府大会ベスト4
大学での所属 体育会準硬式野球部 競技歴 14年

2人目 8月28日インタビュー実施 33分間
22歳 男性
高校時の部活動 硬式野球部 高校時の部活動成績 夏季京都府大会準優勝
大学での所属 体育会準硬式野球部 競技歴 11年

3人目 9月8日インタビュー実施 28分間
22歳 女性
高校時の部活動 吹奏楽部 高校時の部活動成績 奈良県コンクール金賞
大学での所属 吹奏楽部 競技歴 15年

(2) インタビュー内容

インタビュー内容は対象者によってそれぞれ異なるが、インタビュー後、文字起こしを行った。その中で、調査票の質問項目設定に影響を与えた部分を抜粋し、以下に示す。

・1人目
高校時代、体罰だと感じる行為を受けてきた？
——ほんまに体罰は日常茶飯事やった。先生からも先輩からも受けてたわ。
具体的にはどんな体罰？
—シンプルに殴られたり蹴られたりもあったし、正座で1時間以上、説教を受けることもあった。あとは俺が良いって言うまで走っとけとか、トレの負荷が自分だけ強かったり。でも、こいうことは練習の一環かなとも考えられるし、体罰とは言わんとも思うけど、まあ難しいところやな。
確かになあ。その時、体罰を受けて感じたことは？
——自分は体罰をしてくる先生とか先輩に反抗心しか持ってなかったと思う。部員の中には体罰が嫌やからって部活を辞めたやつもいたけど、自分は甲子園に行くためにこの高校を選んだし、名門校ならこの程度のことほどこもあるやろうと思ってた。
じゃあ自分自身が体罰をしたことはある？
——自分がされてきたことやったし、することが当たり前な環境やったかなあ。1年生が入学した時の通過儀礼ってゆうか？先輩なったら当たり前にすることやった。自分の結果が

出ん腹いせで、有望な1年生に嫌がらせのつもりで体罰をしているやつもおったけど、自分はそんな感じの体罰は1回もしたことないな。

体罰は必要だったと思う？

——絶対悪ってゆうわけではないんかなとも思う。精神的に強くなったとも思うし、理不尽なことに対する自分の受け取り方が、高校を経て変わったと思うかな。就職活動で体育会出身の人が重宝されるんもそういう観点もありきちゃう。

・2人目

高校時代、体罰だと感じる行為は受けてきた？

——全く経験してない。体罰がプラスに働くことはないっていうタイプの監督やったし、自分自身もそう思ってたし。

じゃあ、自分自身に過失があって、怒られるときとかも全く身体的苦痛はなかった？

——もちろんボロクソに怒鳴られて、罰走させられたりしたけど、それを体罰だとは思わんかった。むしろ、そうなってからしばらく監督が口をきいてくれへんかったり、全体練習に参加させてもらえへんほうがしんどかったなあ。

そういう懲罰も当然のことやなあって納得できるほどのことを、やらかしたと思える？

——練習態度やルール、マナーを守れてへん時は当たり前だし、連帯責任とか全員でやらされる懲罰にも別に不服とかはなかったな。でもプレーの面で監督に求められている結果が出せんかった時の懲罰には、こんなんしても野球上手くなるわけないのには思ってた。他に懲罰を受けた時に感じたこととかある？

——その瞬間には特にないけど、高校を卒業して、同級生の部員らで集まった時の良い思い出にはなってるかなあ。厳しい環境でやってたからこそ、仲間との絆は深まったんやと思うし、今やからこそ監督のことも良い監督だったと思えるわ。

・3人目

高校時代、体罰だと感じる行為は受けてきた？

——叩かれたりして、身体的に何かされた経験はないと思う。でも、県では金賞獲って当たり前みたいな学校だったから、練習自体にめっちゃ緊張感あったし、精神的にはほんまきつかった。

具体的にどんな緊張感で、どんな風にきつかったん？

——全体で合わせて練習する時とかにミスしたら、先生から「なんでできひんねん」「辞めてまえ」みたいな暴言を受けたりしてたなあ。ミスが続く時とかには練習から出されたこともあったし、ずっと基礎練させられて全体練習に入れてもらえなかった。特にうちは部長だったっていうのもあって、怒られ役みたいなどころはあったんかなとも思うわ。

練習でのミス以外で怒られることとかはあったん？

——テストの成績が悪いと練習に参加させてもらえなくて、欠点とか取りまくってる子はコンクールメンバー外されてめっちゃ怒られてた。一応、進学校だったし、勉強をおろそかにする人は部活動をするなって常に言われていた。

振り返ってみて高校の部活動はどうやった？

——レベル高い環境でやれてたんは良い経験やったと思う。もう一回やりたかったって言われたらやりたくないわ。緊張感があるのは良いことやと思うけど、怒られたくないっていう感情が上回ってやってる子もいたと思うし。

### (3) インタビューに基づく調査票設計

以上のインタビュー調査結果をもとに、アンケート調査に用いる調査票の設計を行った。体罰の様態は、単純に殴る・蹴るといったものだけではなく、多種多様であることが判明した。終わりを明確にされないまま練習を継続させられることや、全体とは別メニューの練習、高負荷なトレーニングを課せられるといった様態も見受けられた。また、身体的な懲罰行為はなくとも、人格や行動を否定するような叱責、部活動中の処遇の差などを通して、精神面で追い詰められてゆく様態も見受けられた。体罰の発生原因についても、自身の部活動中の態度や礼儀の悪さ、指導者の指示通りのパフォーマンスができないなどのような、自分自身に一定量の過失があるものばかりではなかった。中には入部時の通過儀礼として過失の有無に関わらず行われる体罰や、個人的な腹いせ、嫌がらせが原因の体罰、全体・連帯・代表責任としての体罰なども見受けられた。また、体罰の受容の仕方にも、精神的に強くなった、指導者の気持ちが伝わった、仲間との絆が深まったというような肯定的な受け取り方もあれば、パフォーマンスが委縮した、部活動を辞めたくなくなったというような否定的な受け取り方も見受けられた。

調査票の構成は大きく七つの設問に分けて設計した。問1の構成は①年齢、②性別、③高校時に所属した部活動、④大学で所属する団体、⑤高校で所属した部活動の競技歴、⑥高校で所属した部活動の著しい成績の有無、⑦高校の偏差値、の7つの質問項目である。この設問では、筆者が体罰許容度に対して影響を与えると仮定した項目を設定した。

問2の構成は①手、足などで殴る、蹴るなどの暴行を受ける、②道具等（バット、竹刀、指揮棒など）で暴行を受ける、③部活動中の水分補給を禁止される、④活動不能状態（熱中症などの体調不良）で練習を継続させられる、⑤終わりを明確にされないまま（俺が良いと言うまで）練習を継続させられる、⑥高負荷なトレーニングを強制させられる、⑦整備や片付け、掃除を一人でやらされる、⑧長時間同じ姿勢（正座など）を維持させられる、⑨人格や行動を否定されるような暴言を受ける、⑩悪天候の中、練習を継続させられる、⑪一人だけ全体と別メニューの練習をさせられる、⑫部活動中、常に無視される（名前を呼ばれないなど）、⑬部活動を辞めるようにと強要される、⑭1時間以上起立した状態でミーティングが行われる、⑮行動は伴わないが「しばくぞ」「張り倒すぞ」などの言葉で罵倒される、の15の体罰事例に対する許容度を、「1. 許容できる、2. どちらかと言えば許容

できる、3. どちらかと言えば許容できない、4. 許容できない」の4件法で問う質問項目である。この設問では、様々な体罰事例への許容度を測定することを目的とする。

問3の構成は①自分が部活動を怠けていたとき、②自分の礼儀マナーが悪かったとき、③練習に寝坊して遅刻したとき、④指導者の指示通りのパフォーマンスができなかったとき、⑤先輩の地位、ポジションを獲ってしまったことが原因のとき、⑥自分は悪くないのに連帯責任を負ったとき、⑦自分の能力以上のことを要求されたとき、⑧チームを代表して責任を負わされたとき、⑨入部時の通過儀礼として行われたとき、⑩体罰を行う者の腹いせ、ストレス解消のとき、⑪チームの成績が悪いために、全員で気合いを入れるためだったとき、⑫部活動時以外の学校での生活態度が原因のとき、⑬学業成績が悪いことが原因だったとき、⑭部活動を辞めようとするものを引き留めるために行われたとき、の14の体罰発生原因に対する許容度を、問2と同様の4件法で問う質問項目である。この設問では、様々な体罰発生原因への許容度を測定することを目的とする。

問4の構成は、体罰を受けた後（もし受けたならば）どのように感じるかを、①精神的に強くなる、②技術が向上する、③体罰を行った者の愛が伝わる、④体罰を受けた者同士の絆が深まる、⑤体罰を行った者に対して反抗心を持つ、⑥パフォーマンスが委縮する、⑦部活動を辞めたくなくなる、の7つ項目について、「1. あてはまる、2. どちらかと言えばあてはまる、3. どちらかと言えばあてはまらない、4. あてはまらない」の4件法で問うものである。この設問では、体罰肯定感、否定感を測定することを目的とする。

問5の構成は、体罰を行う主体（または行うイメージがある主体）について、①内部指導者（顧問先生など）、②外部指導者（OBOG コーチなど）、③先輩、④同期、⑤後輩、5つの項目について、どの主体から体罰を受けた（または受けるイメージがあるか）を問4と同様に4件法で問う質問項目である。問6の構成は、問5の項目の主体から体罰を受けたとき（もし受けたならば）、それぞれの主体からの体罰をどれほど許容できるかを、問2と同様に4件法で問う質問項目である。この2つの設問は、体罰を行う主体が異なれば、体罰許容度は異なるのかを測定することを目的とする。

問7の構成は、高校時代の体罰経験について、①体罰と感じる行為を受けたことがある、②体罰と感じる行為の現場を目にしたことがある、③自分自身が体罰と感じる行為を行ったことがある、の3つの項目について、「1. 日常的にある、2. 数度だけある、3. 一度だけある、4. 一度もない」の4件法で問うものである。この設問では、体罰許容度に影響を与えると仮定される、体罰経験を測定することを目的とする。

## 2.2 アンケート調査

### (1) 調査の概要

調査は、同志社大学の大学生らと、筆者のアルバイト勤務先や内定先の他大学の大学生、高校時の同級生であった他大学の大学生を対象に行った。質問紙の回収には2通りの方法を用いて行った。1通り目は、2017年10月28日に、自身が所属する同志社大学体育会準

硬式野球部の部員たちに質問紙を配布し、51票を回収した。2通り目は、無料のアンケート作成ツールである「Google フォーム」を使用して、配布した質問紙と同様のアンケートをwebで作成した。webでの回答には回答期限を設け、2017年10月下旬から11月中旬にかけて実施した。スマートフォンで個別に連絡をして協力を得、94票を回収した。

調査全体の回収数は145票であり、そのうち回答に不備のみられた3票を除外した有効回答数は142票であった。なお、調査票の表紙には、調査の趣旨・得られたデータの使用目的・回答から個人が特定されたり個人情報漏洩する心配はないことを明記した。得られたデータはすべて、統計ソフト SPSS Ver.24 で数値化して処理を行い、クロス表分析および分散分析、重回帰分析を行った。

## (2) 回答者の属性

調査の結果、同志社大学の学生を中心とした18歳～23歳の男女142人から回答を得ることができた。回答者の内訳は以下のようである。性別は、男性84人(59.2%)女性58人(40.8%)であった。高校時に所属した部活動は、多いものから順に5つ挙げると、野球部51人(35.9%)剣道部14人(9.9%)吹奏楽部14人(9.9%)テニス部9人(6.3%)ハンドボール部8人(5.6%)であった。筆者が野球部であることもあり、野球部の割合が他の部活動に比べ突出してしまったため、部活動ごとの比較検討は難しいと考え、集団運動部85人(59.9%)個人運動部31人(21.8%)文化部17人(12.0%)マネージャー5人(3.5%)無所属4人(2.8%)に5つに分類して比較検討することとする。大学で所属する団体は、体育会95人(66.9%)文化部4人(2.8%)スポーツサークル16人(11.3%)文化系サークル7人(4.9%)イベントサークル1人(0.7%)無所属15人(10.6%)その他学生団体4人(2.8%)であった。この回答にも偏りが見られたため、文化部と文化系サークル、スポーツサークルとイベントサークルとその他学生団体を合成して比較検討することとする。所属団体に偏りの見られる結果となってしまったが、分析には十分なサンプルを回収することができた。以下、図1は回答者の男女構成をグラフに表したもので、図2は回答者の高校時に所属した部活動を5分類化したものの構成をグラフに表したものである。

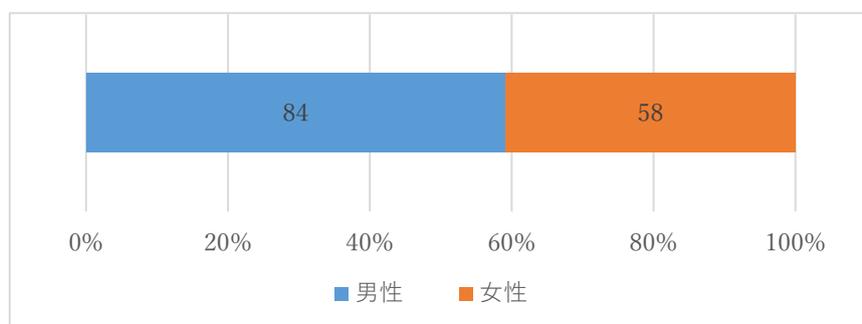


図1 回答者の男女構成比

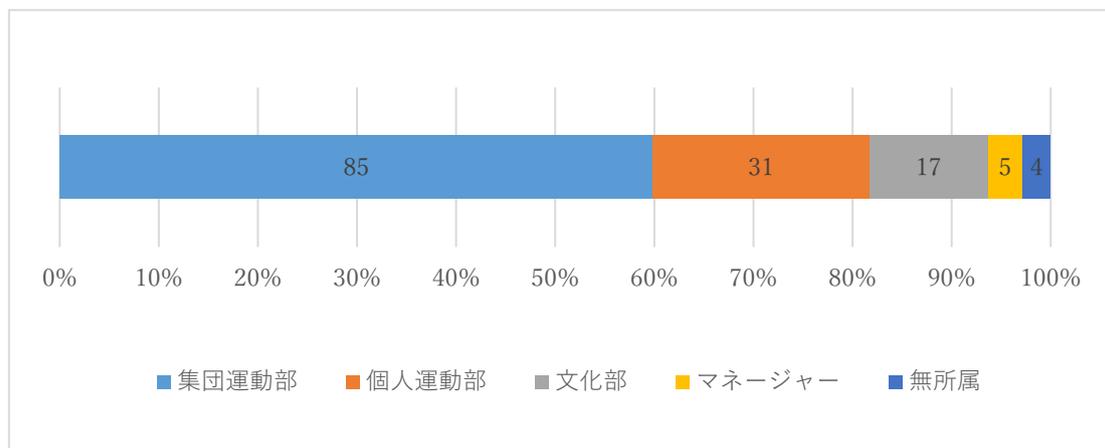


図2 高校時に所属した部活動 5分類化

### (3) 説明変数の尺度化、数量化

全ての体罰事例への許容度を測定する要因として、6つの尺度・変数を作成した。体罰事例15項目に対して、「1. 許容できる」～「4. 許容できない」の4段階で得られた回答を逆転・合成し、作成した。つまり、得点が高くなるほど、体罰事例への許容度が強くなるということである。練習の一環としての体罰について「終わりを明確にされないまま（俺が良いと言うまで）練習を継続させられる」「高負荷なトレーニングを強制させられる」「一人だけ全体と別メニューの練習をさせられる」の3項目を合成し尺度化したので、得点が高くなるほど、練習の一環としての体罰許容度が強くなるということになる。次に単純身体的体罰について質問した「手、足などで殴る、蹴るなどの暴行を受ける」「道具等（バット、竹刀、指揮棒など）で暴行を受ける」の2項目を合成し尺度化したので、得点が高くなるほど、単純身体的体罰許容度が強くなるということになる。次に精神的体罰について質問した「人格や行動を否定されるような暴言を受ける」「部活動中、常に無視される」「部活動を辞めるよう強要される」の3項目を合成し尺度化したので、得点が高くなるほど、精神的体罰許容度が強くなるということになる。次に理不尽について質問した「整備や片付け、掃除を一人でやらされる」「長時間同じ姿勢を維持させられる」「悪天候の中、練習を継続させられる」「1時間以上起立した状態でミーティングが行われる」の4項目を合成し尺度化したので、得点が高くなるほど、理不尽許容度が強くなるということになる。次に過度な体罰について質問した「部活動中の水分補給を禁止される」「活動不能状態で練習を継続させられる」の2項目を合成し尺度化したので、得点が高くなるほど、過度な体罰許容度が強くなるということになる。表4は以上の尺度の信頼性係数を示したものである。全ての体罰事例への許容度と練習の一環としての体罰許容度、単純身体的体罰許容度、精神的体罰許容度、理不尽許容度尺度はそれぞれ $\alpha = 0.903$ 、 $\alpha = 0.786$ 、 $\alpha = 0.840$ 、 $\alpha = 0.768$ 、 $\alpha = 0.087$ と十分に尺度として使用できる。過度な体罰許容度尺度は、 $\alpha = 0.537$ となり、尺度の妥当性は低いため、今回の分析には用いない。

表4 体罰事例への許容度に関する尺度の信頼性係数

	信頼度係数 $\alpha$	項目数
全ての体罰事例への許容度	0.903	15
練習の一環としての体罰許容度	0.786	3
単純身体的体罰許容度	0.84	2
精神的体罰許容度	0.768	3
理不尽許容度	0.807	4
過度な体罰許容度	0.537	2

全ての体罰発生原因への許容度を測定する要因として、5つの尺度・変数を作成した。体罰発生原因14項目に対して、「1. 許容できる」～「4. 許容できない」の4段階で得られた回答を逆転・合成し作成した。つまり、得点が高くなるほど、体罰発生原因への許容度が高くなるということである。自身の過失が原因について「自分が部活動を怠けていたとき」「自分の礼儀マナーが悪かったとき」「練習に寝坊して遅刻したとき」の3項目を合成し尺度化したので、得点が高くなるほど、自身の過失が原因の体罰許容度が強くなるということになる。次に部活外での自身の過失が原因について「部活動時以外の学校での生活態度が原因のとき」「学業成績が悪いことが原因だったとき」の2項目を合成し尺度化したので、得点が高くなるほど、部活外での自身の過失が原因の体罰許容度が強くなるということになる。次に全体・連帯・代表責任が原因について「自分は悪くないのに連帯責任を負ったとき」「チームを代表して責任を負わされたとき」「チームの成績が悪いために、全員で気合いを入れるためだったとき」の3項目を合成し尺度化したので、得点が高くなるほど、全体・連帯・代表責任が原因の体罰許容度が強くなるということになる。次に自身に過失がない原因について「指導者の指示通りのパフォーマンスができなかったとき」「先輩の地位、ポジションを獲ってしまったことが原因のとき」「自分の能力以上のことを要求されたとき」「体罰を行う者の腹いせ、ストレス解消のとき」の4項目を合成し尺度化したので、得点が高くなるほど、自身に過失がない原因の体罰許容度が強くなるということになる。表5は以上の尺度の信頼性係数を示したものである。全ての体罰発生原因への許容度と自身の過失が原因の体罰許容度、部活外での自身の過失が原因の体罰許容度、全体・連帯・代表責任が原因の体罰許容度尺度は、それぞれ $\alpha = 0.913$ 、 $\alpha = 0.936$ 、 $\alpha = 0.787$ 、 $\alpha = 0.804$ と十分に尺度として使用できる。自身に過失がない原因の体罰許容度尺度は、 $\alpha = 0.598$ となり、尺度としての妥当性は低いため、今回の分析には用いない。

表5 体罰発生原因への許容度に関する尺度の信頼性係数

	信頼度係数 $\alpha$	項目数
全ての体罰発生原因への許容度	0.913	14
自身の過失が原因の体罰許容度	0.936	3
部活外での自身の過失が原因の体罰許容度	0.787	2
全体・連帯・代表・責任が原因の体罰許容度	0.804	3
自身の過失がない原因の体罰許容度	0.598	4

体罰イメージを測定する要因として、2つの尺度・変数を作成した。体罰イメージ7項目のうち「精神的に強くなる」「技術が向上する」「体罰を行った者の愛が伝わる」「体罰を受けた者同士の絆が深まる」に対して、「1. あてはまる」～「4. あてはまらない」の4段階で得られた回答を逆転・合成し、作成した。つまり得点が高くなるほど、体罰肯定感が強くなるということである。次に、体罰イメージ7項目のうち「パフォーマンスが委縮する」「部活動を辞めたくなくなる」に対して、同様に4段階で得られた回答を合成し、作成した。つまり得点が低くなるほど、体罰否定感が強くなるということである。表6は以上の尺度の信頼性係数を示したものである。体罰肯定感尺度と体罰否定感尺度はそれぞれ $\alpha = 0.798$ 、 $\alpha = 0.727$ と十分に尺度として使用できる。

表6 体罰イメージに関する尺度の信頼性係数

	信頼度係数 $\alpha$	項目数
体罰肯定感	0.798	4
体罰否定感	0.727	2

### 3 結果

#### 3.1 クロス集計表

高校時の体罰実施の有無および被体罰経験の有無と、回答者の属性とのクロス集計表を以下に示していく。なお、クロス集計をした2つの変数の間に関連があるかどうかを判断するためにカイ2乗検定を行った。

性別と体罰実施の有無の関係について見ると、高校時に体罰を行ったことがあるのは男性のみで、女性は行っていないことがわかる。被体罰経験の有無との関係について見ると、男性は体罰を受けたことがある者が48.8%、ない者が51.2%と、ほぼ同じ割合であったのに対し、女性は体罰を受けたことがある者が28.1%、ない者が72.4%と、体罰を受けたことのない者が大きく上回る結果となった。カイ2乗検定の結果、性別と体罰実施の有無の関係は0.1%水準で、性別と被体罰経験の有無との関係は1%水準で統計的に有意であった。以下の表7と表8は、体罰実施の有無、被体罰経験の有無と性別とのクロス表である。

表7 体罰実施の有無と性別のクロス表

		男	女	合計
体罰実施の有無	度数	67	58	125
なし	体罰実施の有無の%	53.60%	46.40%	100.00%
	性別の%	79.80%	100.00%	88.00%
体罰実施の有無	度数	17	0	17
あり	体罰実施の有無の%	100.00%	0.00%	100.00%
	性別の%	20.20%	0.00%	12.00%
合計	度数	84	58	142
	体罰実施の有無の%	59.20%	40.80%	100.00%
	性別の%	100.00%	100.00%	100.00%

(df, 1  $X^2=13.334$   $P<.001$ )

表8 被体罰経験の有無と性別のクロス表

		男	女	合計
被体罰経験	度数	43	42	85
なし	被体罰経験の有無の%	50.60%	49.40%	100.00%
	性別の%	51.20%	72.40%	59.90%
被体罰経験	度数	41	16	57
あり	被体罰経験の有無の%	71.90%	28.10%	100.00%
	性別の%	48.80%	27.60%	40.10%
合計	度数	84	58	142
	被体罰経験の有無の%	59.20%	40.80%	100.00%
	性別の%	100.00%	100.00%	100.00%

(df, 1  $X^2=6.432$   $P<.01$ )

高校時に所属した部活動と体罰実施の有無の関係について見ると、高校時に体罰を行ったことがあるのは、集団運動部と個人運動部のみで、文化部、無所属、マネージャーは行っていないことがわかる。被体罰経験の有無との関係について見ると、体罰を受けた経験があるのは、集団運動部、個人運動部、文化部に所属していた者であることがわかる。中でも、体罰を受けたことがある者が、集団運動部では全体の45.9%であったのに対し個人運動部では全体の51.6%と若干ではあるが上回っていた。カイ2乗検定の結果、高校時に所属した部活動と体罰実施の有無の関係は統計的に有意とは言えなかったが、被体罰経験の有無との関係は1%水準で統計的に有意であった。以下の表9と表10は、それぞれ体罰実施の有無と高校時の所属した部活動、被体罰経験の有無と高校時の所属した部活動のクロス表である。

表9 体罰実施の有無と高校時の所属した部活動のクロス表

		集団運動部	個人運動部	文化部	無所属	マネージャー	合計
体罰実施の有無	度数	74	25	17	4	5	125
なし	体罰実施の有無の%	59.20%	20.00%	13.60%	3.20%	4.00%	100.00%
	部活分類の%	87.10%	80.60%	100.00%	100.00%	100.00%	88.00%
体罰実施の有無	度数	11	6	0	0	0	17
あり	体罰実施の有無の%	64.70%	35.30%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
	部活分類の%	12.90%	19.40%	0.00%	0.00%	0.00%	12.00%
合計	度数	85	31	17	4	5	142
	体罰実施の有無の%	59.90%	21.80%	12.00%	2.80%	3.50%	100.00%
	部活分類の%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(df, 4  $X^2=5.215$   $P>.10$ )

表10 被体罰経験の有無と高校時の所属した部活動のクロス表

		集団運動部	個人運動部	文化部	無所属	マネージャー	合計
被体罰経験の有無	度数	46	15	15	4	5	85
なし	被体罰経験の有無の%	54.10%	17.60%	17.60%	4.70%	5.90%	100.00%
	部活分類の%	54.10%	48.40%	88.20%	100.00%	100.00%	59.90%
被体罰経験の有無	度数	39	16	2	0	0	57
あり	被体罰経験の有無の%	68.40%	28.10%	3.50%	0.00%	0.00%	100.00%
	部活分類の%	45.90%	51.60%	11.80%	0.00%	0.00%	40.10%
合計	度数	85	31	17	4	5	142
	被体罰経験の有無の%	59.90%	21.80%	12.00%	2.80%	3.50%	100.00%
	部活分類の%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(df, 4  $X^2=14.596$   $P<.01$ )

大学で所属する団体と体罰実施の有無の関係について見ると、高校時に体罰を行ったことがあるのは、体育会に所属している者のみで、それ以外の者は行ってないことがわかる。被体罰経験の有無との関係について見ると、全ての所属の者が体罰を受けた経験があることがわかる。中でも、体育会に所属するものは49.5%と、ほぼ半数の者が体罰を受けたことがあることがわかる。カイ2乗検定の結果、大学で所属する団体と体罰実施の有無の関係と、大学で所属する団体と被体罰経験の有無との関係は共に5%水準で統計的に有意であった。以下の表11と表12は、それぞれ体罰実施の有無と大学の所属する団体、被体罰経験の有無と大学の所属する団体のクロス表である。

表 11 体罰実施の有無と大学で所属する団体のクロス表

		体育会	文化部 文化系サークル	スポーツ・イ ベントサークル	無所属	合計
体罰実施の有無	度数	78	11	21	15	125
なし	体罰実施の有無の%	62.40%	8.80%	16.80%	12.00%	100.00%
	大学での所属団体の%	82.10%	100.00%	100.00%	100.00%	88.00%
体罰実施の有無	度数	17	0	0	0	17
あり	体罰実施の有無の%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
	大学での所属団体の%	17.90%	0.00%	0.00%	0.00%	12.00%
合計	度数	95	11	21	15	142
	体罰実施の有無の%	66.90%	7.70%	14.80%	10.60%	100.00%
	大学での所属団体の%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(df, 4  $X^2=9.554$   $P<.05$ )

表 12 被体罰経験の有無と大学で所属する団体のクロス表

		体育会	文化部 文化系サークル	スポーツ・イ ベントサークル	無所属	合計
被体罰経験の有無	度数	48	8	17	12	85
なし	被体罰経験の有無の%	56.50%	9.40%	20.00%	14.10%	100.00%
	大学での所属団体の%	50.50%	72.70%	81.00%	80.00%	59.90%
被体罰経験の有無	度数	47	3	4	3	57
あり	被体罰経験の有無の%	82.50%	5.30%	7.00%	5.30%	100.00%
	大学での所属団体の%	49.50%	27.30%	19.00%	20.00%	40.10%
合計	度数	95	11	21	15	142
	被体罰経験の有無の%	66.90%	7.70%	14.80%	10.60%	100.00%
	大学での所属団体の%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(df, 3  $X^2=10.623$   $P<.05$ )

高校で所属した部活動の著しい成績の有無との関係について見ると、著しい成績のある者とない者の両方が体罰を行ったことがあることがわかる。著しい成績のない者が全体の11.2%が体罰を行っているのに対し、著しい成績のある者が全体の13.2%と、若干ではあるが上回っていることがわかる。被体罰経験との関係について見ると、著しい成績のない者が全体の38.2%が体罰を受けたことがあるのに対し、著しい成績のある者が全体の43.4%と、こちらも若干ではあるが上回っていることがわかる。カイ2乗検定の結果、高校で所属した部活動の著しい成績の有無は、体罰実施の有無、被体罰経験の有無と両方と統計的に有意な関係はなかった。以下の表13と表14は、それぞれ体罰実施の有無と高校で所属した部活動の著しい成績の有無、被体罰経験の有無と高校で所属した部活動の著しい成績の有無のクロス表である。

表 13 体罰実施の有無と高校で所属した部活動の著しい成績の有無のクロス表

		なし	あり	合計
体罰実施の有無 なし	度数	79	46	125
	体罰実施の有無の%	63.20%	36.80%	100.00%
	著しい成績の有無の%	88.80%	86.80%	88.00%
体罰実施の有無 あり	度数	10	7	17
	体罰実施の有無の%	58.80%	41.20%	100.00%
	著しい成績の有無の%	11.20%	13.20%	12.00%
合計	度数	89	53	142
	体罰実施の有無の%	62.70%	37.30%	100.00%
	著しい成績の有無の%	100.00%	100.00%	100.00%

(df, 1  $X^2=0.123$   $P>.10$ )

表 14 被体罰経験の有無と高校で所属した部活動の著しい成績の有無のクロス表

		なし	あり	合計
被体罰経験の有無 なし	度数	55	30	85
	被体罰経験の有無の%	64.70%	35.30%	100.00%
	著しい成績の有無の%	61.80%	56.60%	59.90%
被体罰経験の有無 あり	度数	34	23	57
	被体罰経験の有無の%	59.60%	40.40%	100.00%
	著しい成績の有無の%	38.20%	43.40%	40.10%
合計	度数	89	53	142
	被体罰経験の有無の%	62.70%	37.30%	100.00%
	著しい成績の有無の%	100.00%	100.00%	100.00%

(df, 1  $X^2=0.373$   $P>.10$ )

### 3.2 分散分析

信頼性分析を行い、作成した尺度を従属変数とし、回答者の性別、所属、経験を独立変数として、それぞれ一元配置分散分析を行った。

「性別」を独立変数とした「体罰否定感」の平均値についての分散分析結果を表 15 に表す。F 値の有意確率は.001 であり、0.1%水準で統計的に有意である ( $F(28, 350)=F$  値 11.3,  $P<.001$ )。男性の体罰否定感の平均値は 4.17、女性は 3.26 であり、男性のほうが女性よりも平均値が高いことがわかる。

表 15 性別と体罰否定感の分散分析結果

	平均値	標準偏差	F 値	有意確率
男	4.1667	1.74821	11.291	0.001
女	3.2586	1.30532		

「大学での所属する団体」を独立変数とした「全体・連帯・代表責任が原因の体罰許容度」の平均値についての分散分析結果を表 16 に表す。F 値の有意確率は.009 であり、1%水準で統計的に有意である (F(78, 909)=F 値 4.0, P<.01)。体育会に所属する者の全体・連帯・代表責任が原因の体罰許容度の平均値は 7.55 と、文化部、文化系サークル、スポーツ、イベントサークルに所属する者よりも平均値が高いことがわかる。

表 16 大学の所属する団体と全体・連帯・代表責任が原因の体罰許容度との分散分析結果

	平均値	標準偏差	F 値	有意確率
体育会	7.5474	2.64079	3.98	0.009
文化部 文化系サークル	5.6364	2.01359		
スポーツ・イベントサークル	5.8095	2.31558		
無所属	6.8	2.75681		

「高校で所属した部活動」を独立変数とした「精神的体罰許容度」の平均値についての分散分析結果を表 17 に表す。F 値の有意確率は.004 であり、1%水準で統計的に有意である (F(33, 653)=F 値 1.7, P<.01)。集団運動部に所属した者の精神的体罰許容度の平均値は 5.14 と、他の部活動に所属していた者よりも平均値が高いことがわかる。なお、無所属とマネージャーに関しては、調査標本が極端に少なかったため、今回の分析結果は参考程度とする。

表 17 高校で所属した部活動と精神的体罰許容度との分散分析結果

	平均値	標準偏差	F 値	有意確率
集団運動部	5.1412	2.38624	1.749	0.004
個人運動部	4.6452	2.18401		
文化部	3.9412	1.24853		
無所属	4.5	1.29099		
マネージャー	3.4	0.54772		

「被体罰経験の有無」を独立変数とした「体罰肯定感」「理不尽許容度」「練習の一環としての体罰許容度」の平均値についての分散分析結果を、それぞれ表 18、表 19、表 20 に表す。F 値の有意確率は、体罰肯定感で.005 で 1%水準で統計的に有意 (F(73, 1232)=F 値 8.3, P<.01) であり、理不尽許容度と練習の一環としての体罰許容度が.000 で 0.1%水準で統計的に有意 (F(138, 1311)=F 値 14.8, P<.001) (F(101, 800)=F 値 17.8, P<.001) である。まず、体罰肯定感について見ると、被体罰経験のある者の体罰肯定感の平均値は 8.74、ない者は 7.27 であり、被体罰経験のある者のほうがない者よりも平均値が高いことがわかる。次に理不尽許容度について見ると、被体罰経験のある者の理不尽許容度の平均値は 10.75、ない者は 8.74 であり、これも被体罰経験のある者のほうがない者よりも平均値が高いことがわかる。最後に練習の一環としての体罰許容度について見ると、被体罰経

験のある者の練習の一環としての体罰許容度の平均値は 8.95、ない者は 7.22 であり、これについても被体罰経験のある者のほうがない者よりも平均値が高いことがわかる。

表 18 被体罰経験の有無と体罰肯定感との分散分析結果

	平均値	標準偏差	F 値	有意確率
被体罰なし	7.2706	2.76624	8.337	0.005
被体罰あり	8.7368	3.24327		

表 19 被体罰経験の有無と理不尽許容度との分散分析結果

	平均値	標準偏差	F 値	有意確率
被体罰なし	8.7412	3.12879	14.769	0.001
被体罰あり	10.7544	2.95369		

表 20 被体罰経験の有無と練習の一環としての体罰許容度との分散分析結果

	平均値	標準偏差	F 値	有意確率
被体罰なし	7.2235	2.52783	17.752	0.001
被体罰あり	8.9474	2.16647		

「体罰実施の有無」を独立変数とした「練習の一環としての体罰許容度」「自身の過失が原因の体罰許容度」の平均値についての分散分析結果をそれぞれ表 21、表 22 に表す。F 値の有意確率は、練習の一環としての体罰許容度で.009 で 1%水準で統計的に有意( $F(43, 856) = F$  値 7.1,  $P < .01$ ) であり、自身の過失が原因の体罰許容度が.021 で 5%水準で統計的に有意で ( $F(36, 929) = F$  値 5.9,  $P < .05$ ) ある。まず、練習の一環としての体罰許容度について見ると、体罰を行ったことがある者の平均値は 9.41、ない者は 7.71 であり、体罰を行ったことがある者のほうがない者よりも平均値が高いことがわかる。次に、自身の過失が原因の体罰許容度について見ると、体罰を行ったことがある者の平均値は 10.94、ない者は 9.39 であり、これも体罰を行ったことがある者のほうがない者よりも平均値が高いことがわかる。

表 21 体罰実施の有無と練習の一環としての体罰許容度との分散分析結果

	平均値	標準偏差	F 値	有意確率
体罰実施なし	7.712	2.54576	7.057	0.009
体罰実施あり	9.4118	1.83912		

表 22 体罰実施の有無と自身の過失が原因の体罰許容度との分散分析結果

	平均値	標準偏差	F 値	有意確率
体罰実施なし	9.392	2.6576	5.414	0.021
体罰実施あり	10.9412	1.81902		

### 3.3 重回帰分析

尺度化、数量化した変数を用い、2つの重回帰分析を行った。1つ目は、従属変数「全ての体罰事例への許容度」、独立変数は「性別」「高校時に所属した部活動」「大学での所属団体」「体罰実施の有無」「被体罰経験の有無」「体罰イメージ」で行った。2つ目は、独立変数は変えず、従属変数を「全ての体罰発生原因の許容度」で行った。すなわち、最終的な分析結果は2つの重回帰モデルを得た。このモデルから有意確率、標準化係数をもとにその傾向を探っていく。ダミー変数の基準については、それぞれの分析結果に記してある。

#### (1) 全ての体罰事例への許容度

表 23 全体罰事例への許容度を従属変数とした重回帰分析の結果

		B	標準誤差	標準化係数
性別	(基準:女性)			
	男性	-.088	1.641	-.005
大学での所属団体	(基準:文化部・文化系)			
	体育会	2.363	2.913	.121
	スポーツ・イベントサークル・その他学生団体	-1.237	3.169	-.046
	無所属	1.526	3.198	.053
体罰実施の経験	(基準:体罰実施の経験なし)			
	体罰実施の経験あり	.917	2.244	.034
被体罰経験	(基準:被体罰の経験なし)			
	被体罰の経験あり	3.143	1.478	.171 **
高校時代の部活	(基準:文化部)			
	集団運動部	4.399	2.546	.232
	個人運動部	2.152	2.613	.100
体罰イメージ				
	体罰肯定感	1.305	.241	.442 ***
	体罰否定感	.427	.458	.077
(定数)		12.568	2.944	
修正済みR乗値		.353		
N=133				

\*\*\*p<1% \*\*p<5% \*p<10 %

表 23 は全ての体罰事例への許容度を従属変数とした重回帰分析の結果である。得点が大きくなるほど体罰事例への許容度が高くなり、小さくなるほど体罰事例への許容度は低くなる。まず、被体罰の経験のない者を基準とした、被体罰の経験の有無の効果に注目すると、経験のない者に比べて、経験のある者 (0.171) では 5%水準で有意に体罰許容度が高

まることを示している。また、体罰イメージに注目すると、体罰肯定感（0.422）が 1%水準で有意に体罰許容度が高まる影響を与えている。被体罰経験のある者となない者の、全ての体罰事例に対する許容度の平均値の差と、体罰肯定感が全ての体罰事例に対する許容度に与える影響について、それぞれ図 3、図 4 に示す。

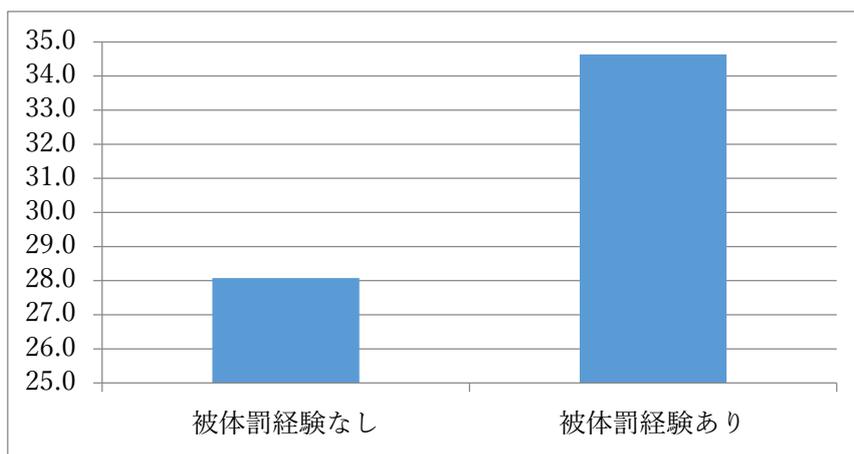


図 3 被体罰経験のある者となない者の全ての体罰事例への許容度の平均値

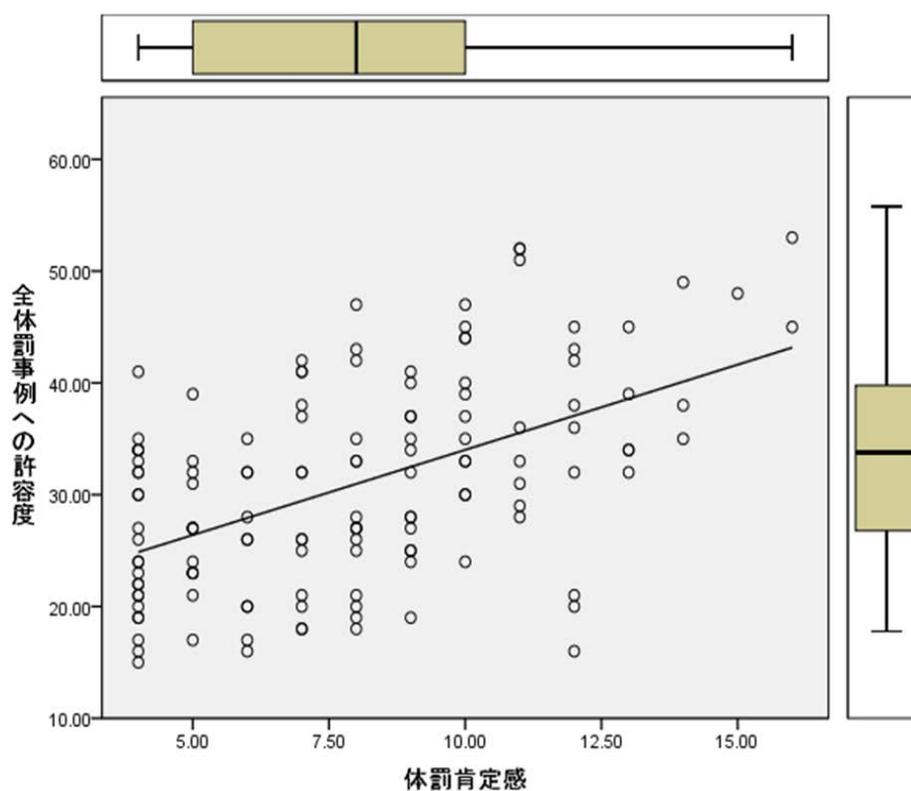


図 4 体罰肯定感と全ての体罰事例に対する許容度の関連

(2) 全ての体罰発生原因への許容度

表 24 全ての体罰発生原因への許容度を従属変数とした重回帰分析の結果

		B	標準誤差	標準化係数
性別	(基準:女性)			
	男性	-.087	1.547	-.005
大学での所属団体	(基準:文化部・文化系)			
	体育会	3.104	2.747	.167
	スポーツ・イベントサークル・その他学生団体	0.096	2.988	.004
	無所属	1.573	3.015	.057
体罰実施の経験	(基準:体罰実施の経験なし)			
	体罰実施の経験あり	.722	2.116	.028
被体罰経験	(基準:被体罰の経験なし)			
	被体罰の経験あり	2.499	1.393	.140 *
高校時代の部活	(基準:文化部)			
	集団運動部	2.377	2.401	.132
	個人運動部	0.394	2.464	.019
体罰イメージ				
	体罰肯定感	1.425	.228	.506 ***
	体罰否定感	.401	.432	.076
	(定数)	14.110	2.775	
修正済みR乗値		.367		
N=133				

\*\*\*p<1% \*\*p<5% \*p<10 %

表 24 は全ての体罰発生原因への許容度を従属変数とした重回帰分析の結果である。得点が大きくなるほど体罰発生原因への許容度が高くなり、小さくなるほど体罰発生原因への許容度は低くなる。まず、被体罰の経験のない者を基準とした、被体罰の経験の有無の効果に注目すると、経験のない者に比べて、経験のある者 (0.140) では 10%水準で有意に体罰許容度が高まる傾向があることを示している。また、体罰イメージに注目すると、体罰肯定感 (0.506) が 1%水準で有意に体罰許容度が高まる影響を与えている。被体罰経験のある者となない者の、全ての体罰発生原因に対する許容度の平均値の差と、体罰肯定感が全ての体罰発生原因に対する許容度に与える影響について、それぞれ図 5、図 6 に示す。

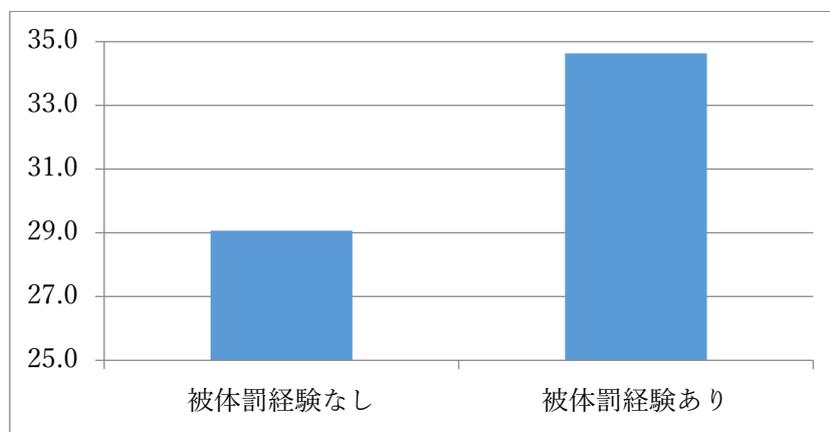


図 5 被体罰経験のある者となない者の全ての体罰発生原因への許容度の平均値

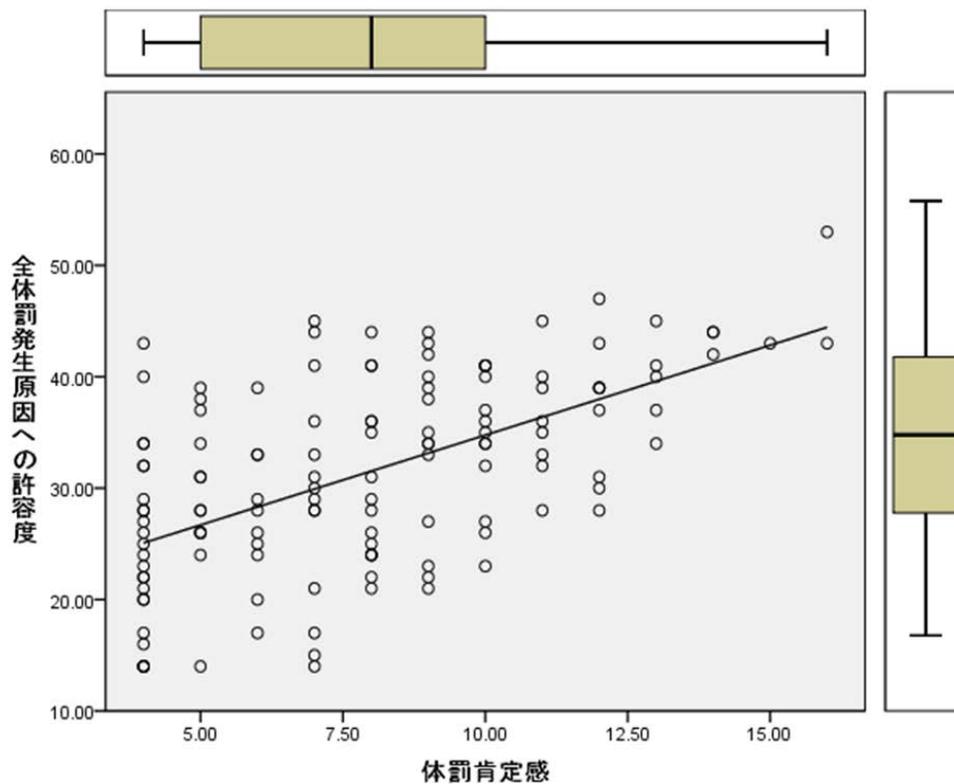


図6 体罰肯定感と全ての体罰発生原因に対する許容度の関連

#### 4 考察

まず、性別が体罰許容度に与える影響について考察していく。分散分析の結果から、体罰否定感と身体的体罰許容度においては、男性の方が女性より平均値が高いことが明らかになった。考えられる原因として、女性は男性に比べて、体罰の対象となる機会が少ないことが影響しているのではないかと考える。被体罰経験と性別のクロス集計表からも読み取れるように、今回の調査対象者の男性 84 名のうち、全体の 48.8% の 41 名が体罰を受けたことがあると回答しているのに対し、女性は 58 名のうち、全体の 27.6% の 16 名にとどまっている。これは、先行研究の章で述べた、楠本ら (1998) の体罰を受けた経験のある者ほど体罰を肯定し、反対に経験のない者ほど否定する経験があるという理論を実証したことになる。また、この楠本の理論は、分散分析の結果、体罰を受けた経験のある者のほうがない者に比べて、体罰肯定感、理不尽許容度、練習の一環としての体罰許容度の平均値が高いことから実証することができたと考える。このようなことから、性別が体罰許容度に影響を与える要因の 1 つであると考えられることができる。

次に、高校で所属した部活動と大学で所属する団体が体罰許容度に与える影響について

考察していく。分散分析の結果から、精神的体罰許容度においては、集団運動部に所属した者が最も平均値が高く、その次に個人運動部、文化部の順であることが明らかになった。原因として、被体罰経験と高校時に所属した部活動のクロス集計表からも読み取れるように、集団運動部、個人運動部ともに全体の約半数が体罰を受けたことがある中、文化部は全体の11.8%しか体罰を受けたことがないという、経験の差が要因であると性別と同様、考えられる。全体・連帯・代表責任が原因の体罰許容度においては、体育会に所属する者のほうが他の団体に所属する者より平均値が高いことが明らかになった。原因として、先行研究の章で述べた、田村（2014）の、スポーツ推薦で大学入学した学生の多くが体罰を容認しており、高校の体育会系部活でがんばってきた学生は、体罰を含めて部活経験に誇りを持っている、という理論や、長谷川（2016）の、スポーツ活動を通じて自己形成されたと考えるものほど、体罰を肯定する意識が強くなる、という理論が当てはまっていると考えられる。しかし、今回の調査の回答者について見てみると、体育会に所属している者は高校時に集団運動部もしくは個人運動部に所属していた者のみで構成されている。したがって、大学での所属が影響したというよりは、高校時に所属した部活動が体罰許容度に影響を与える要因の1つであると考えることが妥当である。

次に、体罰実施の有無と被体罰経験の有無が体罰許容度に与える影響について考察していく。性別の与える影響についての考察で述べたとおり、被体罰経験は体罰許容度を高める一つの要因であると考えられる。体罰実施の有無については、分散分析の結果、体罰を行ったことのある者のほうがない者に比べて、練習の一環としての体罰許容度、自身の過失が原因の体罰許容度の平均値が高いことから実証することができたと考える。

また、インタビュー調査において、高校時に硬式野球部に所属し、大学では体育会に所属している1人目と2人目の回答にあった、体罰のおかげで精神的に強くなることができ、就職活動にも優位に働いたというという発言や、過去の体罰が部員間の良い思い出になっているという発言からは、先行研究で述べた、近藤（2000）の、過去に体罰を受けても今現在に満足していると、肯定的とも受け取れる発言になるのは、人間には過去を懐かしみ、美化する傾向があると論じていたことが当てはまっていると考えられる。

最後に、全ての体罰事例への許容度と全ての体罰発生原因への許容度に、性別、高校時に所属した部活動、大学での所属団体、体罰実施の有無、被体罰経験の有無、体罰肯定感、体罰否定感が与える影響について考察していく。重回帰分析の結果、体罰許容度に有意な影響を与えるのは、被体罰経験の有無と体罰肯定感のみであった。性別、高校時に所属した部活動、大学での所属団体は、それぞれの分散分析では有意な差が見られたが、重回帰分析の結果から、体罰許容度に影響を与えていたのは、被体罰経験の有無と、体罰肯定感であったことが判明した。以下に、被体罰経験と体罰肯定感の関係を図7に示す。図からも分かるように被体罰経験のある者のほうが、ない者に比べ、体罰肯定感の平均値は高くなるのがわかる。

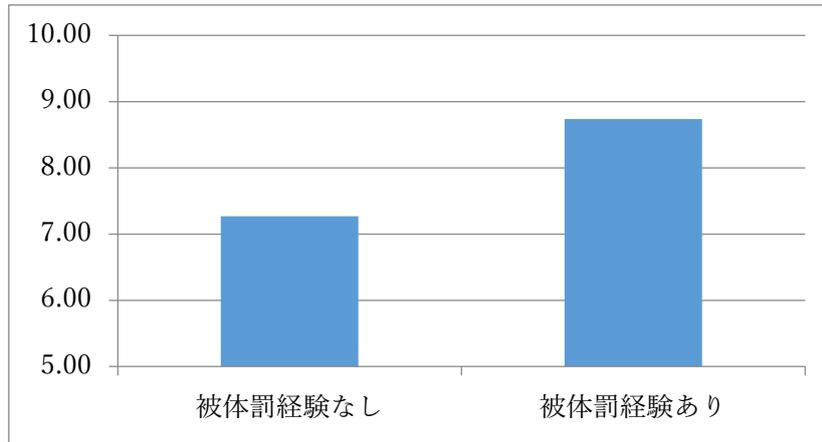


図7 被体罰経験のある者となし者の体罰肯定感の平均値

以上ことから、体罰許容度に影響を与える要因は被体罰経験であると考えられる。この結果を踏まえると、体罰根絶のために最も必要なことはやはり体罰許容度を高める被体罰経験を無くすことではないかと考える。

#### 結論

本研究では、個人の性別や所属、経験や思考が体罰許容度にどう影響しているのかについて考えてきた。本研究では、2つの研究を行った。1つ目の研究は、体罰そのものにどのような様態があり、各個人がどのように受容しているのかをインタビュー調査によって明らかにするものである。調査の結果、体罰の様態は、単純に殴る・蹴るといったものだけではなく、多種多様であることが判明した。終わりを明確にされないまま練習を継続させられることや、全体とは別メニューの練習、高負荷なトレーニングを課せられるといった様態も見受けられた。また、身体的な懲罰行為はなくとも、人格や行動を否定するような叱責、部活動中の処遇の差などを通して、精神面で追い詰められてゆく様態も見受けられた。体罰の発生原因についても、自身の部活動中の態度や礼儀の悪さ、指導者の指示通りのパフォーマンスができないなどのような、自分自身に一定量の過失があるものばかりではなかった。中には入部時の通過儀礼として過失の有無に関わらず行われる体罰や、個人的な腹いせ、嫌がらせが原因の体罰、全体・連帯・代表責任としての体罰なども見受けられた。また、体罰の受容の仕方にも、精神的に強くなった、指導者の気持ちが伝わった、仲間との絆が深まったというような肯定的な受け取り方もあれば、パフォーマンスが委縮した、部活動を辞めたくなくなったというような否定的な受け取り方も見受けられた。

2つ目の研究は、1つ目のインタビュー調査に基づき調査票を作成し、アンケート調査によって得られたデータを使用し、集計・分析のためにSPSS (ver24) 用いてクロス表分析、分散分析、重回帰分析を通して、体罰許容度に影響を与える要因を明らかにするものであ

る。分散分析の結果、性別では男性、高校で所属した部活動では運動部に所属した者、大学で所属する団体では体育会、高校時の体罰経験では、経験がある者のほうが、それぞれ体罰許容度の平均値が高いことが判明した。しかし、重回帰分析の結果、体罰許容度に影響を与えていたのは、被体罰経験と体罰肯定感であることが判明した。被体罰経験のある者のほうが、ない者に比べて体罰肯定感が高いことから、体罰許容度に影響を与える要因は被体罰経験の有無である。そのため、体罰を受ける経験そのものを徹底的に無くしていくことこそが、体罰根絶につながると思う。

最後に、この研究の今後の課題について述べる。今回のアンケート調査において、調査票設計と、回答者の属性の偏りを課題と考える。体罰許容度に影響を与える要因と仮定した項目の中で、統計的に有意な分析結果を得られたのは、性別と高校時に所属した部活動、体罰経験の3つであった。高校時の部活動での著しい成績の有無や偏差値、競技歴については、有意な分析結果を得ることができなかった。原因として、著しい成績の基準を設けなかったこと、私学か国公立、スポーツ推薦入学かという点を考慮しなかったこと、競技年数の期間が、小学5年生から高校3年生までの6年間なのか、高校1年生から大学3年生までの6年間なのかの判断ができなかったことが考えられる。また、指導者から受ける体罰と先輩、後輩、同期から受ける体罰では許容度に差が出るのかを検証する質問項目を作成したが、この比較は指導者と先輩、同期、後輩から体罰を受けた経験がある者の回答がなければ検討できないため、有意な結果を得ることができなかった。予備調査を行い、綿密に調査票設計を行った上で、早期に動きだし、十分な調査データのもと体罰許容度への影響を再分析することが今後の研究では期待される。

#### 謝辞

本論文を執筆するにあたり、調査にご協力いただいた学生の方々、お忙しい中、助言をくださった立木茂雄先生、SPSSを用いた分析方法や、論文の構成を指導してくださったTAの川見さんに心より感謝いたします。

## 参考文献

- 文部科学省, 2013, 「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」, 文部科学省ホームページ, (2017 年 11 月 25 日所得, [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm)).
- 文部科学省, 2013, 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (通知)」, 文部科学省ホームページ, (2017 年 11 月 25 日取得, [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm)).
- 文部科学省, 2015, 「体罰の実態把握について (平成 26 年度版)」, 文部科学省ホームページ, (2017 年 11 月 25 日所得, [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/12/25/1365261\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/12/25/1365261_04.pdf)).
- 文部科学省, 2016, 「体罰の実態把握について (平成 27 年度版)」, 文部科学省ホームページ, (2017 年 11 月 25 日所得, [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/12/21/1380741\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/12/21/1380741_02.pdf)).
- 浜田寿美男, 2014, 「体罰が起こる心理・構造的なメカニズム」『教育と文化』74: 62.
- 内田良, 2015, 『教育という病——子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』光文社.
- 松田太希, 2016, 「運動部活動における体罰の意味論」, 『体育学研究 advpub(0)一般社団法人 日本体育学会』.
- 渡辺雅之, 2014, 「スポーツにおける体罰の根源とは何かと問われて考え続けなければならないこと」, 『東京学芸大学附属竹早中学校』52: 2.
- 田村公江, 2014, 「体罰容認の連鎖を断ち切るには——「部活における指導のあり方について語ろう」企画から見えてきたこと」, 『龍谷大学社会学部紀要』44: 1\_12.
- 長谷川誠, 2016, 「学校運動部活動における『体罰』問題に関する研究——体罰を肯定する意識に注目して」, 『Journal of Faculty of Human Sciences, Kobe Shoin Women's University = 人間科学部篇』5: 21\_34
- 楠本恭久, 立谷泰久, 三村 覚, 岩本陽子, 1998, 「体育専攻学生の体罰の意識調査に関する基礎研究——被体罰経験の調査から」, 『日本体育大学紀要』28(1), 7.15.
- 平田淳, 岡田賢宏, 1998, 「体罰が発生する「構造」とその個別性——判例研究の方法論に関する一つの新たな試み」, 『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』17: 45\_46.
- 友添秀則, 近藤良享, 2009 『スポーツ倫理を問う』大修館書店.
- 毎日新聞大阪朝刊 2 面 世論調査 2013 年 2 月 4 日
- 読売新聞朝刊 15 ページ 教育に関する全国世論調査 2013 年 4 月 18 日